

合算番号単価及び番号単価の修正（案）

基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則第27条に基づき総務省告示第429号（平成18年7月31日；別紙1参照）第3条により修正合算番号単価及び修正番号単価を算定した結果は、下記1のとおりであり、この算定結果に基づき下記2のとおり取り運ぶこととしたい。

記

1 修正合算番号単価及び修正番号単価算定結果（算定方法の詳細は別紙2参照）

（1）修正合算番号単価

修正合算番号単価は「3円」（変更なし）とする。

総務省告示第429号第3条の規定に基づき、修正合算番号単価を算定すると「2.875・・・円」となるので、同告示第4条に基づいて整数未満を四捨五入し「3円」とする（別紙2参照）。

（2）修正番号単価

番号単価を以下のとおり修正する。

NTT東日本 1.75821151円
（現行 1.75969018円）

NTT西日本 1.24178849円
（現行 1.24030982円）

（3）適用の時期

平成25年7月から適用する。

2 今後の取り扱い

(1) 報道発表

4月23日(火) 14時 資料配布

(2) 通知等

総務大臣へ通知	4月23日以降速やかに
負担対象事業者へ通知	同 上
ホームページに掲載	同 上
自動音声・FAX案内に掲載	同 上

平成 18 年総務省告示第 429 号（平成 24 年総務省告示第 288 号により一部改正）

（用語）

第 1 条 この告示において使用する用語は、電気通信事業法（昭和 59 年法第 86 号。以下「法」という。）及び基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（平成 14 年総務省令第 64 号。以下「算定等規則」という。）において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 算定対象電気通信番号の総数 算定対象電気通信番号の数の合計をいう。
- 2 予測算定対象電気通信番号の総数 次の式により算定する接続電気通信事業者等ごとの毎月末の電気通信番号の数の合計をいう。

予測算定対象電気通信番号の総数（整数未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）

＝前月の算定対象電気通信番号の総数（前月の算定対象電気通信番号の総数がない場合にあつては、前月の予測算定対象電気通信番号の総数）

×前年同月の算定対象電気通信番号の総数（前年同月の算定対象電気通信番号の総数がない場合にあつては、前年同月の予測算定対象電気通信番号の総数）

÷前年前月の算定対象電気通信番号の総数（前年前月の算定対象電気通信番号の総数がない場合にあつては、前年前月の予測算定対象電気通信番号の総数）

- 3 前年度過不足額 次の式により算定する法第 109 条第 1 項及び第 110 条第 2 項の認可を受けなければならない単位となる年度（以下「算定対象年度」という。）の前年度において支援機関が徴収する額から当該前年度の適格電気通信事業者ごとの補てん対象額の合計額と支援機関の支援業務に係る費用の額の合計額を控除した額をいう。

前年度過不足額

＝算定対象年度の前々年度の 1 月の算定対象電気通信番号の数を負担金の額の算定に用いる月から算定対象年度の前年度の 12 月の算定対象電気通信番号の数を負担金の額の算定に用いる月までの接続電気通信事業者等の適格電気通信事業者ごとに算定した負担金の額の総額

＋算定対象年度の前々年度の 1 月の算定対象電気通信番号の数を負担金の額の算定に用いる月から算定対象年度の前年度の 12 月の算定対象電気通信番号の数を負担金の額の算定に用いる月までの負担金の額に対応した適格電気通信事業者ごとの当該適格電気通信事業者の算定自己負担額を合計した額

－（算定対象年度の前年度の適格電気通信事業者ごとの補てん対象額（算定対象年度の前年度において、算定等規則第 5 条第 2 項の規定が適用されたときは同項に規定する方法により控除する額を控除した額とし、算定等規則第 5 条第 3 項の規定が適用されたときは同項に規定する控除して得た額に満たない額に当該適格電気通信事業者の算定自己負担額を加えた額（同項の規定により算定した交付金の額が零となる場合には零）とする。）の合計額

＋支援機関の支援業務に係る費用の額

－算定対象年度の前年度の前年度過不足額

- 4 予測前年度過不足額 次の式により算定する前年度過不足額の予測額をいう。

予測前年度過不足額

＝算定対象年度の前々年度の 1 月の算定対象電気通信番号の数を負担金の額の算定に用いる月から算定対象年度の前年度の 12 月の算定対象電気通信番号の数を負担金の額の算定に用いる月までの接続電気通信事業者等の適格電気通信事業者ごとに算定した負担金の額の総額

＋算定対象年度の前々年度の 1 月の算定対象電気通信番号の数を負担金の額の算定に用いる月から算定対象年度の前年度の 12 月の算定対象電気通信番号の数を負担金の額の算定に用いる月までの負担金の額に対応した適格電気通信事業者ごとの当該適格電気通信事業者の算定自己負担額を合計した額

－（算定対象年度の前年度の適格電気通信事業者ごとの補てん対象額（算定対象年度の前年度において算定等規則第 5 条第 3 項の規定が適用されるときは同項に規定する控除して得た額に満たない額に当該適格電気通信事業者の算定自己負担額を加えた額（同項の規定により算定した交付金の額が零となる場合には零）とする。）の合計額

＋支援機関の支援業務に係る費用の額

－算定対象年度の前年度の前年度過不足額

(番号単価の算定方法)

第2条 番号単価は、原則として毎年度9月に次の式により算定するものとする。

番号単価

＝合算番号単価

×当該適格電気通信事業者の補てん対象額

÷適格電気通信事業者ごとの補てん対象額の合計額

2 前項の合算番号単価は、次の式により算定するものとする。

合算番号単価

＝(適格電気通信事業者ごとの補てん対象額の合計額

＋支援機関の支援業務に係る費用の額

－予測前年度過不足額)

÷算定対象年度の前年度の1月から算定対象年度の12月までの間の予測算定対象電気通信番号の総数の合計

3 第一項の規定により算定した番号単価は、原則として算定対象年度の前年度の1月末から算定対象年度の6月末までの間における算定対象電気通信番号の数に係る接続電気通信事業者等ごとの負担金の額の算定に用いるものとする。

4 算定対象年度の前年度の最終算定月が、前項に規定する番号単価を接続電気通信事業者等ごとの負担金の額の算定に用いる期間中の月となる場合にあっては、同項の規定にかかわらず、第1項の規定により算定した番号単価は、原則として、当該期間中における算定対象年度の前年度の最終算定月以外の月の算定対象電気通信番号の数に係る負担金の額の算定に用いるものとし、同年度の法第110条第2項の認可の申請に係る負担金の額の算定に用いる当該適格電気通信事業者に係る前年度残余額(算定等規則第27条第2項の残余の額をいう。以下同じ。)を算定する場合にあっては、最終算定月の月末の算定対象電気通信番号の数に係る算定に用いるものとする。

(番号単価の修正)

第3条 前条第一項の番号単価は、原則として算定対象年度の4月に次の式により修正するものとする。

修正番号単価(本項の規定により修正した番号単価をいう。以下同じ。)

＝修正合算番号単価(前条第2項の合算番号単価を修正したものをいう。以下同じ。)

×(各適格電気通信事業者の補てん対象額

＋支援機関の支援業務に係る費用の額を補てん対象額の割合で案分した額

－当該適格電気通信事業者に係る前年度過不足額

－当該適格電気通信事業者に係る支援機関徴収予定額(当該番号単価を修正する月までに支援機関が徴収する負担金の予定額をいう。以下この項及び次項において同じ。)

－当該適格電気通信事業者に係る支援機関徴収予定額に対応した当該適格電気通信事業者の算定自己負担額

－当該番号単価

×当該適格電気通信事業者に係る支援機関徴収予定額の算定に用いた算定対象電気通信番号の数の最後の月の翌月から当該修正番号単価の適用を開始する算定対象電気通信番号の数の月の前月までの間の予測算定対象電気通信番号の総数の合計)

÷(適格電気通信事業者ごとの補てん対象額の合計額

＋支援機関の支援業務に係る費用の額

－前年度過不足額

－適格電気通信事業者ごとの支援機関徴収予定額の合計額

－適格電気通信事業者ごとの支援機関徴収予定額に対応した当該適格電気通信事業者の算定自己負担額の合計額

－当該合算番号単価

×適格電気通信事業者ごとの支援機関徴収予定額の算定に用いた算定対象電気通信番号の数の最後の月の翌月から当該修正番号単価の適用を開始する算定対象電気通信番号の数の月の前月までの間の予測算定対象電気通信番号の総数の合計)

2 前項の修正合算番号単価は、次の式により算定するものとする。

修正合算番号単価

＝(適格電気通信事業者ごとの補てん対象額の合計額

＋支援機関の支援業務に係る費用の額

－前年度過不足額

- 適格電気通信事業者ごとの支援機関徴収予定額の合計額
- 適格電気通信事業者ごとの支援機関徴収予定額に対応した当該適格電気通信事業者の算定自己負担額の合計額
- 前条第2項の合算番号単価
 - × 適格電気通信事業者ごとの支援機関徴収予定額の算定に用いた算定対象電気通信番号の数の最後の月の翌月から前項の修正番号単価の適用を開始する算定対象電気通信番号の数の月の前月までの月の予測算定対象電気通信番号の総数の合計
 - ÷ 前項の修正番号単価の適用を開始する算定対象電気通信番号の数の月から算定対象年度の12月までの予測算定対象電気通信番号の総数の合計

3 第1項の**修正番号単価**は、接続電気通信事業者等ごとの負担金の額を算定する場合にあっては、**原則としてその修正した年度の7月末から最終算定月の前月（最終算定月が算定対象年度の1月以降となる場合には12月）の月末までの間における算定対象電気通信番号の数に係る負担金の額の算定に用いるものとし、算定対象年度の法第110条第2項の認可の申請に係る負担金の額の算定に用いる当該適格電気通信事業者に係る前年度残余額を算定する場合（最終算定月が算定対象年度の1月以降となる場合を除く。）にあっては、最終算定月の月末の算定対象電気通信番号の数に係る算定に用いるものとする。**

4 最終算定月が算定対象年度の1月以降となり、かつ、支援機関が算定対象年度の12月末までの間に算定対象年度の翌年度について法第109条第1項及び第110条第2項の認可を受けていない場合は、その認可を受けるまでの間、前項の規定中「最終算定月の前月（最終算定月が算定対象年度の1月以降となる場合には12月）」とあるのは「最終算定月の前月」と、「前年度残余額を算定する場合（最終算定月が算定対象年度の1月以降となる場合を除く。）」とあるのは「前年度残余額を算定する場合」とする。

（端数処理）

第4条 支援機関は、第2条第1項の規定により算定した番号単価又は前条第1項の修正番号単価について、小数点以下8位未満の端数があるときは、原則としてこれを四捨五入するものとする。ただし、**負担金の徴収期間及び算定対象電気通信番号の総数の増減の見込みを勘案して必要があると認めるときは、当該端数を切り捨て又は切り上げることができるものとする。**

2 前項の規定は、第2条第2項の合算番号単価又は前条第2項の修正合算番号単価について準用する。この場合において、前項中「小数点以下8位未満」とあるのは、「整数未満」と読み替えるものとする。

（番号単価の通知）

第5条 支援機関は、第2条第1項の規定により番号単価を算定したとき又は第3条第1項の規定により番号単価を修正したときは、速やかに、その旨及びその内容を総務大臣に通知するものとする。

附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行し、平成24年9月に行う番号単価の算定から適用する。
- 2 平成24年9月に行う番号単価の算定に当たって用いる予測前年度過不足額の算定に当たって用いる算定対象年度の前年度の前年度過不足額は、平成24年度の前年度残余額とする。

I. 修正合算番号単価の算定

(1) H25.7～12月の間の要徴収負担金額の算出 (A-B-C=D)

A 徴収すべき負担金総額 ●補てん対象額 7,363,227,156円 + ●支援機関事務費 68,476,536円 = 合計 7,431,703,692円	B 前年度過不足額 -175,376,495円	C H25.1～6月(算定月)間の徴収予定額 ①H25.1月分 635,266,245円 ② H25.2～6月分 (予測算定対象電気通信番号の総数の合計適用) 3,216,994,002円 (3円×1,072,331,334番号)	D H25.7～12月(算定月)間の徴収すべき予定額 3,754,819,940円
--	-----------------------------------	--	---

(2) (1)の負担金額徴収のための合算番号単価の算定 (D÷E=F)

D H25.7～12月(算定月)間の徴収すべき予定額 3,754,819,940円	F 修正合算番号単価 2.8755...円
E 修正番号単価の適用を開始する7月から12月までの予測算定対象電気通信番号の総数の合計 1,305,756,320番号	

↓

3円 ※

※ 総務省告示第429号第4条第2項に基づき、整数未滿を四捨五入とした

Ⅱ-1. 修正番号単価の算定 【NTT東日本】

(1) H24.7~12月の間で徴収すべき額を算出 (A東-B東-C東=D東)

A東 徴収すべき負担金総額 ●補てん対象額 4,318,999,498円 + ●支援機関事務費 40,165,829円 = 合計 4,359,165,327円	B東 前年度過不足額 -101,018,732円	C東 H25.1~6月 (算定月)間の徴収見込額 ①H25.1月分 372,623,924円 ② H25.2~6月分 (予测算定対象電気通信番号の総数の合計適用) 1,886,970,918.14610円 (1.75969018円 × 1,072,331,334番号)	D東 H25.7~12月 (算定月)間の徴収すべき見込額 2,200,589,216.85390円
---	---	--	---

(2) 修正合算番号単価に(1)の算出額を乗じた後、修正合算番号単価算出時に導き出したH25.7~12月間の徴収すべき額で除する
 (F × D東 ÷ D = NTT東日本修正番号単価)

F 修正合算番号単価 3円	×	D東 H25.7~12月 (算定月)間の徴収すべき見込額 2,200,589,216.85390円	÷	D 修正合算番号単価の H25.7~12月(算定月)間の 徴収すべき見込額 3,754,819,940円
--------------------------------	---	---	---	---

= 1.758211513... 円



1.75821151 円

※ 総務省告示第429号第4条第1項に基づき、
 小数点以下第8位未満を四捨五入とした

II-2. 修正番号単価の算定 【NTT西日本】

(1) H25.7~12月の間で徴収すべき額を算出 (A西 - B西 - C西 = D西)

A西 徴収すべき負担金総額	B西 前年度過不足額	C西 H25.1~6月 (算定月)間の 徴収見込額	D西 H25.7~12月 (算定月)間の 徴収すべき見込額
●補てん対象額 3,044,227,658円 + ●支援機関事務費 28,310,707円 = 合計 3,072,538,365円	-	① H25.1月分 262,642,321円 ② H25.2~6月分 (予測算定対象電気通信番号の総数の合計適用) 1,330,023,083.85390円 (1.24030982円 × 1,072,331,334番号)	=
	-		1,554,230,723.14610円

(2) 修正合算番号単価に(1)の算出額を乗じた後、修正合算番号単価算出時に導き出したH25.7~12月間の徴収すべき額で除する
 (F × D西 ÷ D = NTT西日本修正番号単価)

F 修正合算 番号単価	×	D西 H25.7~12月 (算定月)間の 徴収すべき見込額	÷	D 修正合算番号単価の H25.7~12月(算定月)間 の徴収すべき見込額
3円		1,554,230,723.14610円		3,754,819,940円

= 1.241788486... 円



1.24178849 円

※ 総務省告示第429号第4条第1項に基づき、
 小数点以下第8位未満を四捨五入とした

合算番号単価と適用期間

別紙 3

	認可時			修正時		最終算定月	備考
	負担金額	合算番号単価	適用開始月	修正 合算番号単価	適用開始月		
H18年度 認可	153.0億円	7円/月・番号 (7.12円)	H19年1月 (適用期間12ヵ月)	7円/月・番号 (7.07円)	H19年7月	H19年12月	
H19年度 認可	136.3億円	6円/月・番号 (6.20円)	H20年1月 (適用期間13ヵ月)	6円/月・番号 (6.23円)	H20年7月	H21年1月	
H20年度 認可	181.0億円	8円/月・番号 (8.10円)	H21年2月 (適用期間12ヵ月)	8円/月・番号 (8.58円)	H21年7月	H22年1月	
H21年度 認可	188.8億円	8円/月・番号 (8.28円)	H22年2月 (適用期間12ヵ月)	8円/月・番号 (8.79円)	H22年7月	H23年1月	
H22年度 認可	152.5億円	7円/月・番号 (6.58円)	H23年2月 (適用期間12ヵ月)	7円/月・番号 (6.42円)	H23年7月	H23年12月	
H23年度 認可	111.6億円	5円/月・番号 (4.67円)	H24年1月	3円/月・番号 (3.28円)	H24年7月	H25年1月	
H24年度 認可	74.3億円	3円/月・番号 (2.90円)	H25年1月	3円/月・番号 (2.88円)	H25年7月		